

第1部 自立支援協議会について

1 自立支援協議会の概要

(1) 目的

自立支援協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）に位置付けられ、障害者総合支援法の理念を達成するため開催されます。障害のある方が地域で安心して生活するために、「人と人をつなぎ、地域の課題を地域で共有し、解決に向け地域で協働する場」です。障害福祉に関わる者に限らず、保健、医療、教育、就労、当事者、地域住民などありとあらゆる方が、地域づくりのために協議し取り組みます。

【障害者総合支援法】

（目的）

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第1条の2 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

（２）法的位置づけ

障害者総合支援法 89 条の 3 に位置づけられた、障害児者への支援の体制を整備するための情報共有・連携・協議を行う場です。

（協議会の設置）

第 89 条の 3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

自立支援協議会は、開催することが目的ではなく、前述した障害者総合支援法の理念を果たすための手段ということを念頭に運営をしていくことが重要です。

（３）機能

自立支援協議会には、6 つの機能（情報機能、調整機能、開発機能、教育機能、権利擁護機能、評価機能）が示されています。自立支援協議会を開催する際は、これらの機能が果たせるよう意識して会議を開催する必要があります。

自立支援協議会の機能	
情報機能	・困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
調整機能	・地域の関係機関によるネットワーク構築 ・困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
開発機能	・地域の社会資源の開発、改善
教育機能	・構成員の資質向上の場としての活用
権利擁護機能	・権利擁護に関する取組みを展開する
評価機能	・中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価 ・サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価 ・市町村相談支援機能強化事業

「自立支援協議会の運営マニュアル（日本障害者リハビリテーション協会）」より引用

2 自立支援協議会の運営

(1) 目標の明確化

自立支援協議会を活性化させるためには、その開催目標を明確にすることが重要です。各会議や連絡会の目標が不明確のまま進んでしまうと、構成員が参加する必要性を見失ってしまい、活発な議論がされなくなる恐れがあります。また、目標が設定されないと会議を開催すること自体が目的になってしまい、有意義な議論ができなくなってしまいます。

(2) 構成員と役割分担

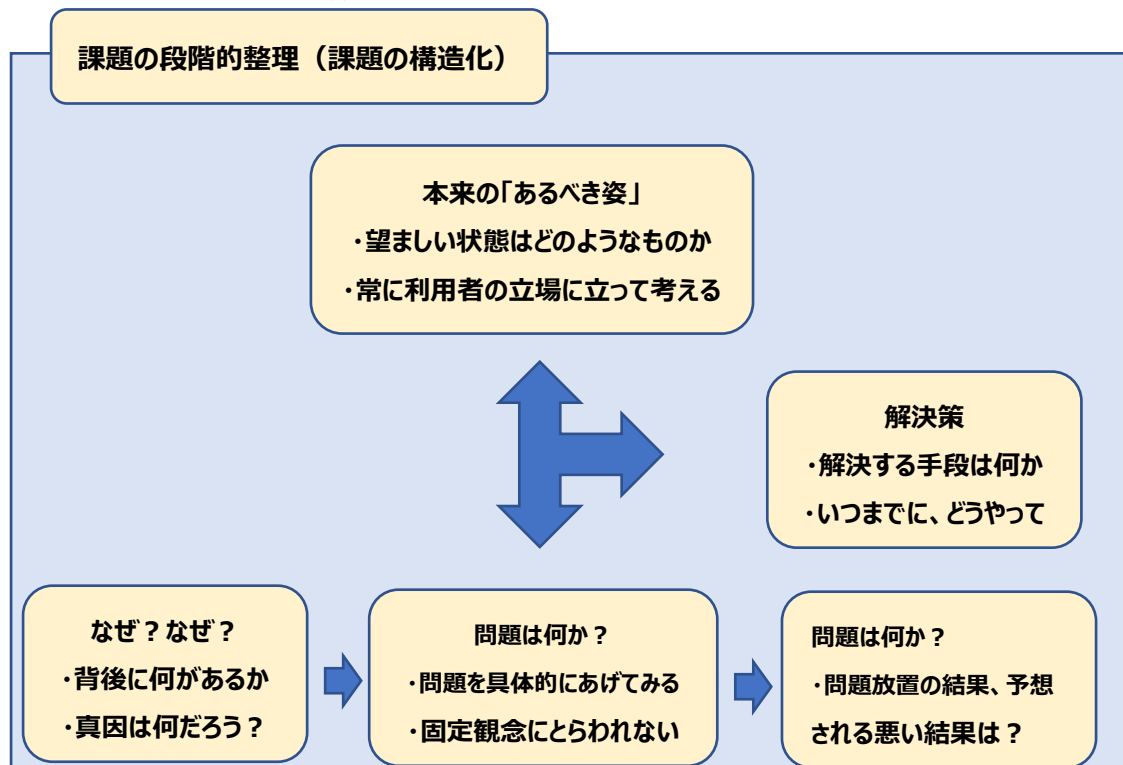
構成員はそれぞれの会議の協議内容、開催趣旨に合ったメンバーで構成します。取り扱うテーマ、内容によって、広く参画を呼び掛けるもの、より有意義な協議とするため、限定した構成員で行う方がよいものなど、確認した上で開催します。

また、自立支援協議会に参加するあらゆる関係者は、お客様として参加するのではなく、主体的に参画することが求められることを認識する必要があります。構成員が役割分担をし、議論の内容や運営上の負担に偏りが生じないように配慮していくことが重要です。

(3) 協議の過程

協議を進めていく過程においては、PDCA サイクルを意識し、課題を明確にしていくことが求められます。一方で、ただ課題を抽出するのではなく、その解決策まで協議することが協議会には求められます。そのためには、現状ある課題を解決に向けて、段階的に整理していく（構造化していく）ことが重要です。

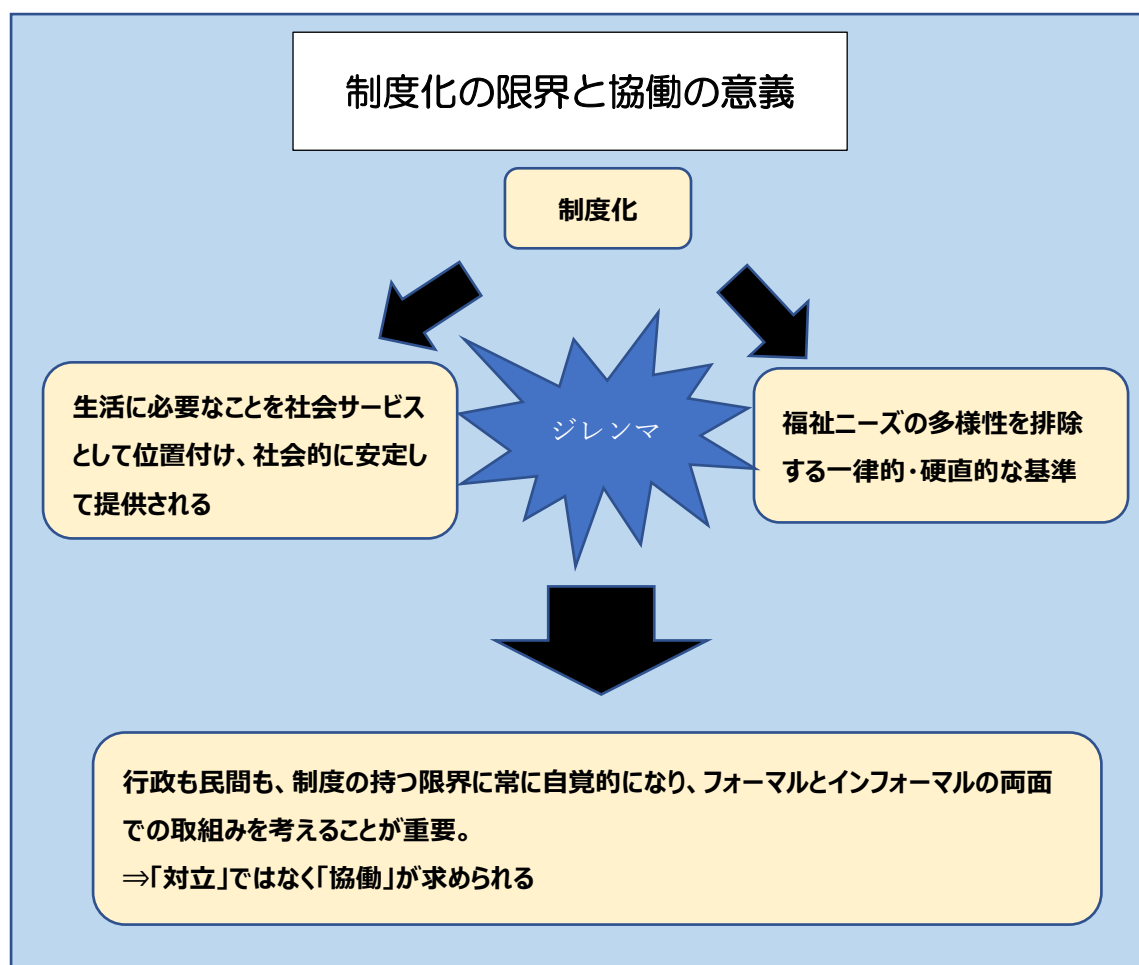
構造化をすることで、協議の目標設定がしやすくなるばかりではなく、協議の振り返りや評価もしやすくなり、構成員の意欲を高める結果にもつながります。



「福祉職員キャリアパス対応生涯研修過程テキスト チームリーダー編」(全国社会福祉協議会)より

（４）制度化の限界と協働の意義

課題を構造化し、解決策を検討していきますが、解決策は「制度化」を目指すことがゴールではありません。協議会の活動を行うにあたっては、制度化の限界と協働の意義を踏まえて行う必要があります。以下の図は、「地域自立支援協議会活性化の事例集」（特定非営利活動法人北海道地域ケアマネジメントネットワーク）を参考に作成しています。



「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現」、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」を目指すためには、行政も民間も制度化の持つ意義と限界を正しく理解しあえておく必要があります。制度化や施策への反映によってすべての課題が解決するわけではないということを共有し、この目的に向かって、「対立」ではなく「協働」しながら、フォーマルとインフォーマルの両面による取り組みを進めていくことが重要です。

第2部 宜野湾市自立支援協議会について

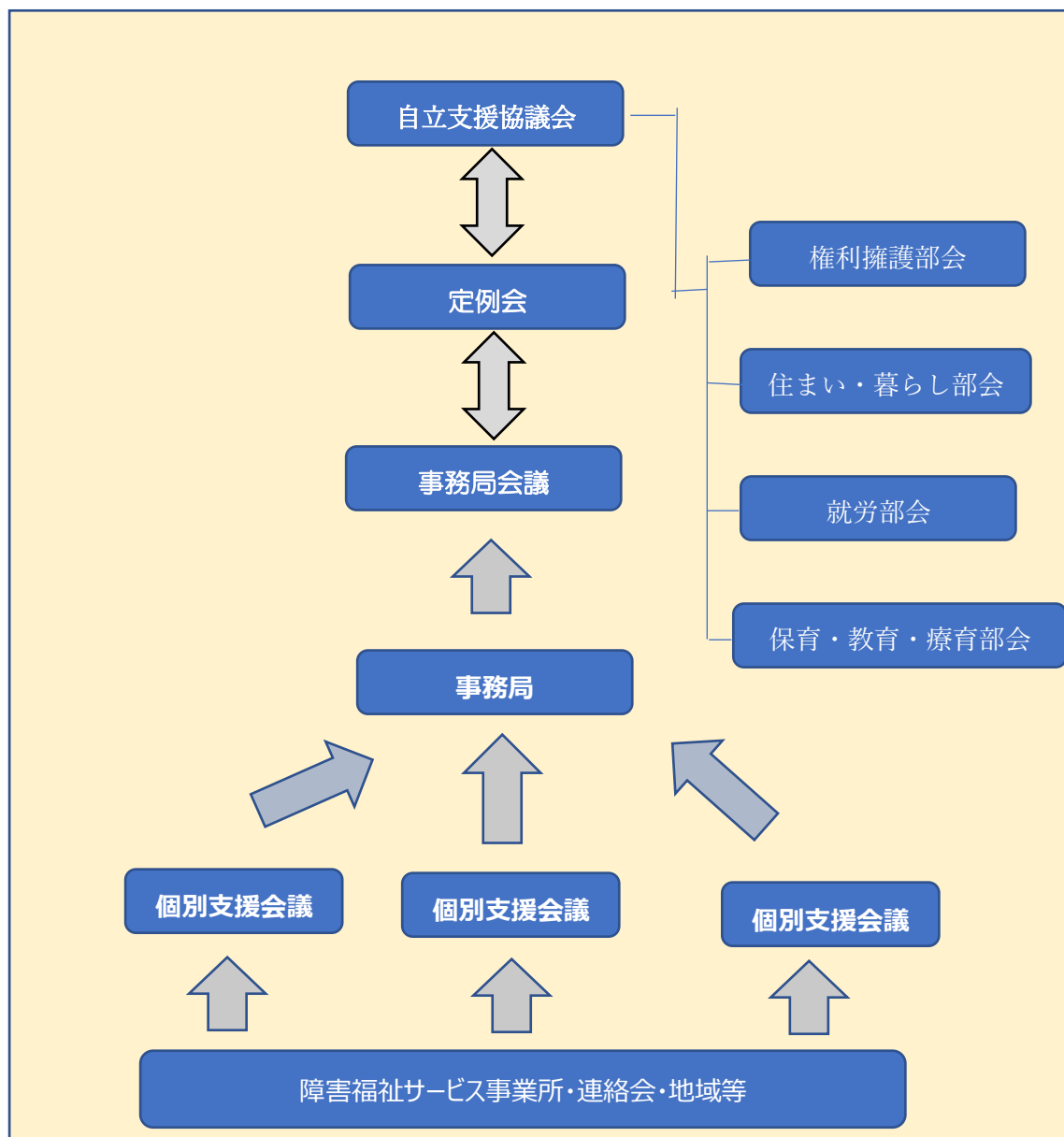
1 自立支援協議会の組織

(1) 宜野湾市の自立支援協議会の全体像

宜野湾市では、障害福祉に関する個別支援会議の情報を集約、共有し地域の課題として捉え、協議会の下に、定例会、事務局会議を置き、課題を整理していきます。

そして、課題ごとに関係者で集まる専門部会を設け、情報共有や課題検討を行い、事務局会議、定例会で地域の情報を共有し、具体的に協議、社会資源の改善・開発を協議会へ提案することで、ミクロな区域の課題から、マクロな地域の課題まで検討できるようにしています。

(案)



(2) 個別支援会議から始まる自立支援協議会

個別支援会議は自立支援協議会の命綱と言われます。宜野湾市では、一人一人の障害児者への支援は、地域と特定指定相談支援事業所、委託相談事業所、障害福祉サービス事業所、行政が連携して行っています。日々開催される個別支援会議や事例検討などで把握された個別のニーズ・課題を、いかにして地域の課題として共有し、地域づくりにつなげていくかが重要です。そのため、個別支援会議が確実に運営されていることが有益な自立支援協議会を運営していく上でポイントとなります。協議会関係者が常にその意識を持って個別支援会議に臨みます。

2 自立支援協議会

(1) 目的と機能

協議会は、障害のある人が地域で安心して住み続けられるために、フォーマル、インフォーマルも含めたサービス提供体制が整備されているのか、地域のみinnで話し合い、確認するために開催します。そのために、「困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信（情報機能）」と「地域の関係機関によるネットワーク構築・困難事例への対応のあり方に対する協議、調整（調整機能）」をベースとし、そこで得たものをふまえ、「地域の社会資源の開発、改善（開発機能）」、「構成員の資質向上の場としての活用（教育機能）」、「権利擁護に関する取組みを展開する（権利擁護機能）」を果たします。

(2) 各会議の協議内容・目指す方向性

宜野湾市の自立支援協議会では、以下の会議を設定（名称はあくまで例示）し、協議を進めていくことを基本としています。

会議の名称	協議内容	めざす方向性	主な構成員
自立支援協議会	関係団体や専門部会の長などが集まり、協議会の運営状況を共有するための会議	障害者支援の方向性を関係機関で共有し、各機関で方向性がずれないようにする。担当者が各会議へ円滑に参画できるようにする。	学識経験者等、相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、障がい当事者及び障がい者団体の関係者、福祉団体関係者、教育関係者、保健・医療関係者、雇用及び就労に関する機関の関係者、民生児童委員、市民団体等、行政機関の職員、その他市長が必要と認める者
定例会	専門部会等からの報告や課題提起を共有し、地域としての協議	地域の課題を共有・整理し、地域で取り組む内容を確認する。	協議会の構成組織の中から選出。

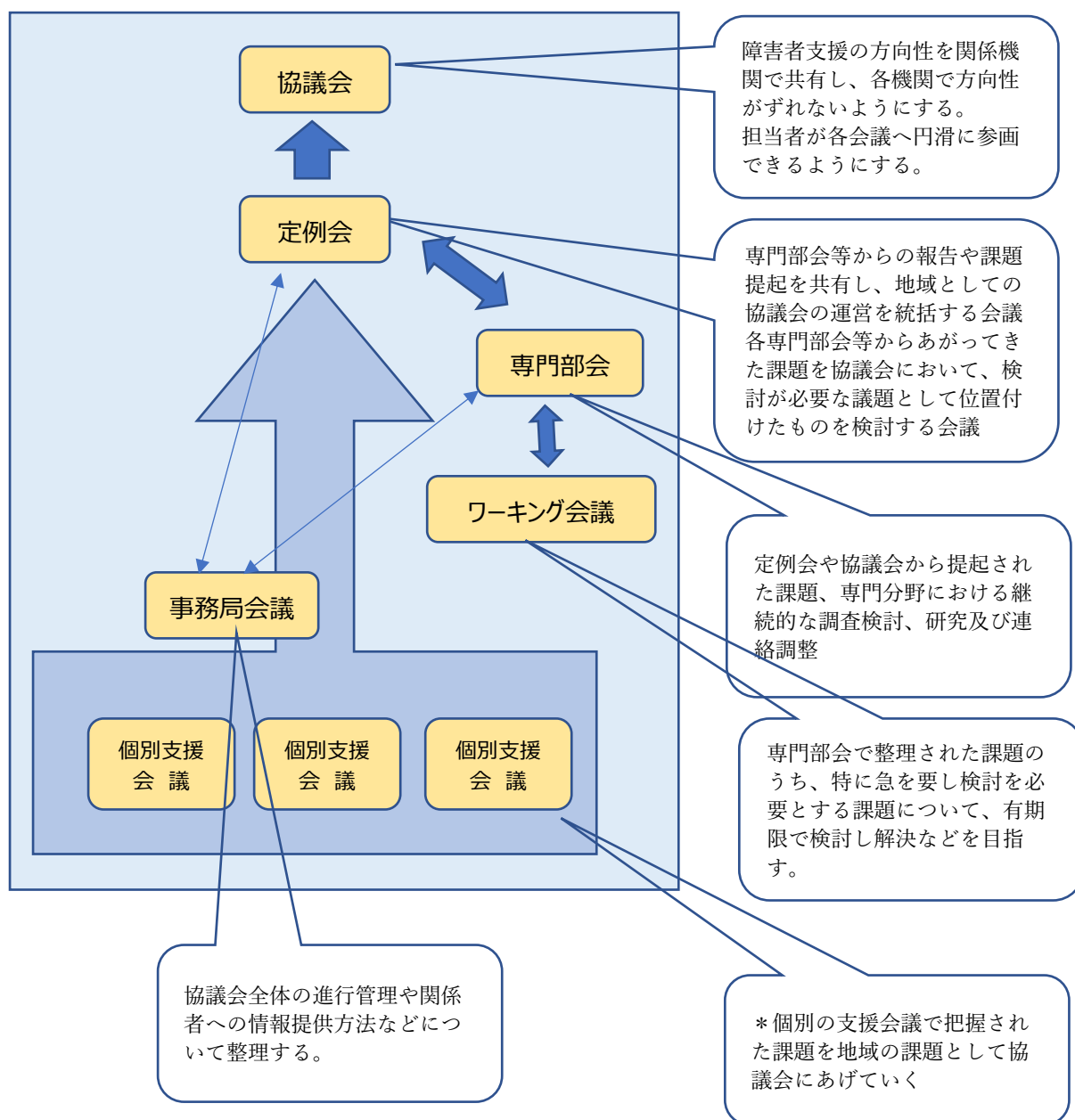
	会の運営を統括する会議 各専門部会等からあがってきた課題を協議会において、検討が必要な議題として位置付けたものを検討する会議		
専門部会	(1) 専門分野における継続的な調査検討、研究及び連絡調整 (2) 定例会から提起された課題の調査検討、研究及び連絡調整 (3) その他、協議会から提起された課題の調査検討、研究及び連絡調整	目的に沿った関係者で集まり、関係性づくりや情報共有をはかる。	専門部会の設置は、協議会において決定する。 専門部会のテーマに係る関係者で構成。
ワーキング会議	専門部会から提起された事項について調査検討、研究し、専門部会へ結果を報告する。	専門部会で整理された課題のうち、特に急を要し検討を必要とする課題について、有期限で検討し解決などを旨とする。	専門部会長が指名。
事務局会議	協議会全体の進行状況や課題について把握し、進行管理をする会議	協議会全体の進行管理や関係者への情報提供方法などについて整理する。	協議会の構成組織の中から会長が指名。

(3) 宜野湾市における各会議の構成や協議内容

宜野湾市では以下の全体イメージで協議会を運営していきます。それぞれの会議のポイントや留意点を意識して参画者が運営していくことが重要です。

参画者が全体像をイメージして各会議に参加できるようにすることで、議論がどこを目指すのかが明確になり、各会議の意義や目的が明確になります。

個別の支援会議を基本とし、現状では解決困難な課題を各専門部会等で共有していきます。共有することで解決できる課題もあれば、解決が難しい課題もあるため、解決が困難なものについては、定例会に提起をしていきます。定例会は、地域で取組むべきもの、協議が必要なものなど整理し、解決に向けた方向性を確認します。



以下に、各会議の運営上のポイントや留意点を記載しています。各参画者が意識をして会議に参加することで、有意義な会議運営を目指します。

ア 協議会

① 役割

年に 1 回以上開催し、地域の障害福祉に関するサービス提供体制等を確認します。また、定例会、専門部会、事務局会議等の報告を受け、地域課題や施策提案等について全体で確認する場です。

- (1) 障がいサービス利用に係る相談支援事業者の中立・公正性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 宜野湾市障がい福祉計画の進捗状況の把握及び必要に応じた助言に関すること。
- (6) 障がい者等の権利擁護の推進に関すること。
- (7) 市が委託する事業の評価及び助言
- (8) 障がいサービス事業者等の評価及び助言
- (9) その他地域の障がい福祉の増進に関する必要事項

② 構成員

学識経験者等、相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、障がい当事者及び障がい者団体の関係者、福祉団体関係者、教育関係者、保健・医療関係者、雇用及び就労に関する機関の関係者、民生児童委員、市民団体等、行政機関の職員、その他市長が必要と認める者

③ 具体的な進め方のポイント及び留意点

地域の様々な立場の方、専門性を持つ関係者が集まってもらうことが重要です。自立支援協議会の開催目的を参加者に十分理解していただいた上で、その取り組みが広く伝わるよう工夫します。

また、地域の課題について具体的に協議し取り組む定例会や専門部会がスムーズに運営できるよう、各機関の担当者がそれぞれの会議に参画しやすくなるよう、各機関の長、代表者を中心に出席を依頼します。

イ 定例会

① 役割

原則月 1 回開催し、以下の事項に取り組む。

- (1) 個別支援会議から上がった事案の課題を整理、共有し、必要に応じて、各部会へ提起する。
- (2) 情報を共有し、課題を整理し、協議会の議事案を作成し、及び提案する。

② 構成員

協議会を構成する団体等の中から、会長が指名します。

③ 具体的な進め方のポイント及び留意点

各専門部会等から、地域の情報や地域の課題を共有し、具体的な課題整理を行う場です。制度化や施策への反映によってすべての課題が解決できる訳ではないことを自覚し、地域

で誰がどの様に取り組んでいくのが良いのか、その方向性を協議します。

ウ 専門部会

① 役割

原則月 1 回開催し、以下の事項に取り組む。

- (1) 専門分野における継続的な調査検討、研究及び連絡調整
- (2) 定例会から提起された課題の調査検討、研究及び連絡調整
- (3) その他、協議会から提起された課題の調査検討、研究及び連絡調整

② 構成員

専門部会の設置は、協議会において決定します。専門部会のテーマに係る関係者で構成します。

③ 具体的な進め方のポイントと留意点

協議会の肝となる、個別の支援会議における課題や有益な情報の共有は、専門部会で共有されます。従って、個別の支援にかかわる全ての関係者（＝当事者や福祉事業従事者）が把握した、個別の課題を地域の課題として共有するという意識をもって参画する姿勢が必要です。

地域の必要性、実情に応じ設定します。そのため、専門部会があることが前提ではなく、その時期、その地域に真に必要な専門部会あるか確認をし、設置、追加、統廃合などをしていきます。

会議に出席する者は、参画者としての意識を持ち、会の運営の負担が偏らないよう役割を分担します。

会議の記録はその形や方法は問いませんが、参加者で役割分担をして残すことが原則です。特定の人に、その負担が偏らないように工夫します。

エ ワーキング会議

① 役割

専門部会は、課題の調査検討及び研究に関して、ワーキング会議を設けることができます。

ワーキング会議は、専門部会から提起された事項について調査検討、研究し、専門部会へ結果を報告します。専門部会で整理された課題のうち、特に急を要し検討を必要とする課題について、有期限で検討し解決などを目指します。

② 構成員

ワーキング会議の構成員は、専門部会の部会長が指名します。

③ 具体的な進め方のポイントと留意点

取り上げる課題により、課題解決に向けて必要なメンバーを揃えます。日頃から障害福祉に関わる者だけでなく、様々な立場、機関の方に参加してもらうことで、より議論が広がり新しいアイデアが生まれる可能性があります。

また、議論のみではなく実態調査を行ったり、区づくり事業などを活用し事業化し実践するなども考えられます。会議の記録は、参加者で役割分担をして残すことが原則ですが、その負担

が大きくなりすぎないように、その形や方法は問いません。

オ 事務局会議

① 役割

協議会の全体を把握し、運営状況の確認や進行管理をします。各専門部会等で協議されている内容を掌握し、代表者会議における全体への周知の検討や、担当者会議における協議内容の事前整理などを行います。

② 構成員

協議会の構成組織の中から会長が指名します。基幹相談支援センター、委託相談事業所、地域活動支援センター、行政の構成員が中心となります。

その他、地域の実情に応じ、地域の障害福祉体制を検討する際に必要なメンバーについても構成メンバーとします。

③ 報告書の作成について

自立支援協議会事務局は、毎年度当初に自立支援協議会計画書・報告書を作成し、市自立支援協議会事務局へ報告をします。

カ 個別支援会議

① 協議内容

地域で暮らす障害児者を支援する関係者及び本人が集まり、支援の短期及び中長期的な目標を確認したり課題を共有したりする会議です。

② 具体的な進め方のポイントと留意点

宜野湾市の自立支援協議会は、個別支援会議を重要視しています。なぜならば、個別の支援において「ニーズに応えきれなかったこと」が地域課題である可能性が大きいからです。個別支援会議という名称のみに限定されず、日々の支援の中でのやり取りや協議、調整等で把握された「上手くいかなかった事例」を見逃さないことが重要です。

「ニーズに応えきれなかったこと」「上手くいかなかった事例」を意識することが、その地域で不足する社会資源を明確化させ、自立支援協議会の解決に向けた取り組みにつながります。個別支援会議に参加するすべてのメンバーがそのような思いを常に持つよう心がけます。

【参考】

○宜野湾市地域自立支援協議会設置要綱

令和2年12月8日

告示第156号

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第89条の3の規定に基づき、宜野湾市地域自立支援協議会の設置に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第89条の3第1項の規定に基づき、宜野湾市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の役割)

第3条 協議会の役割は、次に掲げるものとする。

- (1) 障がいサービス利用に係る相談支援事業者の中立・公正性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 宜野湾市障がい福祉計画の進捗状況の把握及び必要に応じた助言に関すること。
- (6) 障がい者等の権利擁護の推進に関すること。
- (7) 市が委託する事業の評価及び助言
- (8) 障がいサービス事業者等の評価及び助言
- (9) その他地域の障がい福祉の増進に関する必要事項

(組織)

第4条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者等
- (2) 相談支援事業者
- (3) 障がい福祉サービス事業者
- (4) 障がい当事者及び障がい者団体の関係者
- (5) 福祉団体関係者
- (6) 教育関係者
- (7) 保健・医療関係者
- (8) 雇用及び就労に関する機関の関係者

- (9) 民生児童委員
- (10) 市民団体等
- (11) 行政機関の職員
- (12) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は、会長の指名により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(協議会)

第7条 協議会は、第3条に掲げる事項について会議を開催する。

- 2 協議会は、会長が招集する。
- 3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、協議会の委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。
- 6 協議会は、原則年1回以上開催する。
- 7 会長は、協議会の結果を市長へ報告する。

(定例会)

第8条 協議会の下に定例会を設置する。

- 2 定例会は、第4条第2項に規定する組織の関係者で構成し、構成員は、10名以内とし、会長が指名する。
- 3 定例会の構成員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 4 定例会の議長は、事務局が担う。
- 5 定例会は、原則月1回開催し、以下の事項に取り組む。
 - (1) 第12条に規定する個別支援会議から上がった事案の課題を整理、共有し、必要に応じて、各部会へ提起する。
 - (2) 第3条に関する情報を共有し、課題を整理し、協議会の議事案を作成し、及び提案する。
- 6 定例会は、構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 7 定例会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 定例会は、その都度、会議録を作成し、協議会及び福祉事務所長へ報告する。

(専門部会)

第9条 協議会は、協議会の下に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の設置は、協議会において協議し決める。
- 3 専門部会には、部会長を置き、部会長は、協議会委員の中から会長が指名する。この場合において、会長は、協議会へ部会長を報告する。
- 4 部会長の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。
- 5 副部会長及び専門部会の構成員は、部会長が指名し、協議会へ報告する。
- 6 専門部会の構成員は10名以内で構成する。
- 7 専門部会の構成員の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。
- 8 部会は、部会長が招集し、原則月1回開催する。
- 9 部会は、以下の事項に取り組む。
 - (1) 専門分野における継続的な調査検討、研究及び連絡調整
 - (2) 定例会から提起された課題の調査検討、研究及び連絡調整
 - (3) その他、協議会から提起された課題の調査検討、研究及び連絡調整
- 10 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の構成員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。
- 11 部会長は、専門部会の会議の経過及び結果を定例会及び障がい福祉課長へ報告する。

(ワーキング会議)

第10条 専門部会は、課題の調査検討及び研究に関して、ワーキング会議を設けることができる。

- 2 ワーキング会議の構成員は、専門部会の部会長が指名し第11条に規定する事務局会議へ報告する。
- 3 ワーキング会議は、専門部会から提起された事項について調査検討、研究し、専門部会へ結果を報告する。

(事務局会議)

第11条 協議会の運営及び調整を行うため、事務局会議を置く。

- 2 事務局会議は、第4条第2項に規定する組織の関係者で構成し、会長が指名する。
- 3 事務局会議は、原則月1回開催する。
- 4 事務局は、会議の結果を定例会へ報告する。

(個別支援会議)

第12条 障害者等の事案について、事例の検討を行うための個別支援会議を置く。

- 2 個別支援会議は、事務局が招集し、会を総務する。
- 3 事務局は、個別支援会議の内容をまとめ事務局会議、定例会及び障がい福祉課長へ報告

する。

4 個別支援会議の運営は、別に定める。

(事務局)

第 13 条 協議会の庶務を行うための事務局を置く。

2 事務局は、障がい福祉担当課が担う。

3 事務局は、各会議の運営の準備、進行の補助、報告書等の作成を行う。

4 事務局は、各会議の進捗等を適宜、協議会委員等へ発信する。

(秘密保持)

第 14 条 協議会、定例会、専門部会、ワーキング会議、事務局会議、個別支援会議、事務局の委員、構成員等は、協議会の職務により知り得た秘密を漏らしてはならない。この場合において、任期を終えた後も同様とする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。